



2019年12月24日

各位

会社名 株式会社 ケア 21  
代表者名 代表取締役社長 依田 平  
(JASDAQ・コード: 2373)  
問合せ先 専務取締役 遠藤 昭夫  
業務統括本部長  
(TEL.06-6456-5697)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年12月24日開催の取締役会において、2020年1月30日開催予定の第26期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の一部変更の主旨及び目的

事業内容の多様化と今後の継続的な事業展開のため、現行定款第2条に規定する事業目的の加除と、これに伴う号数の繰り下げ等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (条文省略) (2) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ①～② (条文省略) (6)より移設) ③ (条文省略) ④認知症対応型共同生活介護 ⑤ (条文省略) ⑥地域密着型通所介護 (4)より移設) ⑦～⑧ (条文省略) (3) (条文省略) (4) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 ①介護予防訪問介護 ②～④ (条文省略) ⑤介護予防通所介護 ⑥～⑨ (条文省略) (5) ～ (6) (条文省略)	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ①～② (現行どおり) ③地域密着型通所介護 ④ (現行どおり) (6)へ移設) ⑤ (現行どおり) (3)へ移設) ⑥認知症対応型共同生活介護 ⑦～⑧ (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 (削除) ①～③ (現行どおり) (削除) ④～⑦ (現行どおり) (5) ～ (6) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(7) 介護保険法に基づく<u>第一号訪問事業</u></p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(7) 介護保険法に基づく<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u></p> <p>①第一号訪問事業 ②第一号通所介護 ③第一号生活支援事業 ④第一号介護予防支援事業 ⑤その他介護予防・生活支援サービス ⑥その他一般介護予防事業</p>
<p>(8) 介護保険法に基づく<u>第一号通所事業</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(9) ～ (14) (条文省略)</p>	<p>(8) ～ (13) (現行どおり)</p>
<p>(15) 難病患者等ホームヘルプサービス事業</p>	<p>(削除)</p>
<p>(16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</p>	<p>(14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</p>
<p>①～③ (条文省略)</p>	<p>①～③ (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>④生活介護</p>
<p>(新設)</p>	<p>⑤短期入所</p>
<p>④ (条文省略)</p>	<p>⑥ (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>⑦就労継続支援</p>
<p>⑤共生型サービス</p>	<p>(削除)</p>
<p>⑥ (条文省略)</p>	<p>⑧ (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共生型サービス</p>
<p>(17) ～ (19) (条文省略)</p>	<p>(16) ～ (18) (現行どおり)</p>
<p>( (23) より移設)</p>	<p>(19) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p>
<p>(新設)</p>	<p>①児童発達支援事業</p>
<p>(新設)</p>	<p>②放課後等デイサービス事業</p>
<p>(新設)</p>	<p>③その他障害児通所支援事業</p>
<p>( (24) より移設)</p>	<p>(20) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</p>
<p>(新設)</p>	<p>(21) 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)</p>
<p>(20) ～ (22) (条文省略)</p>	<p>(22) ～ (24) (現行どおり)</p>
<p>(23) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p>	<p>( (19) へ移設)</p>
<p>(24) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</p>	<p>( (20) へ移設)</p>
<p>(25) 精神保健及び精神障害者福祉法に基づく居宅介護事業</p>	<p>(削除)</p>
<p>(26) ～ (60) (条文省略)</p>	<p>(25) ～ (59) (現行どおり)</p>
<p>(61) 古物の売買業</p>	<p>(60) 古物営業法に基づく古物商</p>
<p>(62) ～ (67) (条文省略)</p>	<p>(61) ～ (66) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(67) 情報通信事業</p>
<p>(新設)</p>	<p>(68) 新聞販売事業</p>
<p>(68) ～ (87) (条文省略)</p>	<p>(69) ～ (88) (現行どおり)</p>

以 上